

医療費通知よくある質問 お問い合わせの前に必ずこちらをご確認ください。

【Q1】 今回発行を希望すると、いつからいつまでの診療分が対象となるのか。

【A1】 令和3年1月～同年10月までの診療分が対象となります。
詳細は通知文内<注意点2、3>に記載のとおりです。

【Q2】 11月、12月、またはそれ以前に医療機関を受診した分が医療費通知に反映されていない。

【A2】 医療機関からレセプトが到着していない診療分については、記載されません。最新のレセプトは10月分となりますが、それ以前の診療分であっても、到着していない場合があります。なお、第三者加害行為に起因する傷病で組合員証を使用し受診している場合は、その間に受診したすべての診療分が反映されません。

【Q3】 夫婦で組合員の場合はどのように申請すればよいか。

【A3】 各自それぞれの所属で申請してください。

【Q4】 家族（被扶養者）の分も発行して欲しい。

【A4】 組合員本人が発行を希望した場合、被扶養者分も併せて送付します。
そのため、名簿への被扶養者名の記入は不要です。

【Q5】 今回発行を希望したが届かなかった。

【A5】 共济に提出している住所、名簿に記載された組合員番号に誤りがないか確認してください。また、医療機関からレセプトが到着していない場合は通知対象外となるため送付されません。
詳細は通知文内<注意点2、3>に記載のとおりです。

【Q6】 名簿に追加が発生した。

【A6】 追加分であることがわかるよう余白に明記し、「追加となった者のみ」を記入した名簿を再度送付してください。

【Q7】 長期休暇中の職員の医療費通知はどうすれば良いか。

【A7】 事務担当者の方より休暇中の職員にご確認いただき、希望があれば名簿に記入してください。